

泉大津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進活動についての視野を広げ、市民の資質の向上および育成に努めるため、国内において開催される男女共同参画事業に参加を希望する者に対し、予算の範囲内において、泉大津市男女共同参画研修参加補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、男女共同参画の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした日本女性会議への参加とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、男女共同参画事業に関心があり、市内でその成果を積極的に生かし得ると認められるもので、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住、通勤または通学する者
- (2) 市内で男女共同参画に関する活動を行っている者

(補助金の額)

第4条 補助対象経費は、参加負担金、交通費、宿泊料及び交流会参加費とする。

2 補助金の額は、宿泊を伴う場合は、実際に支払った金額に対して1人当たり20,000円を上限とし、宿泊を伴わない場合は、実際に支払った金額に対して1人当たり10,000円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 同一の者に対する補助は、通算で3回までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男女共同参画研修参加補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 研修計画書

(2) 収支予算書

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、男女共同参画研修参加補助金交付・不交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、研修終了後30日以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修成果報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助金に係る領収書等の証拠書類

(4) その他市長が必要と認めて提出を求める書類

(確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の額を確定し、男女共同参画研修参加補助金額確定通知書により補助決定者に通知しなければならない。

(交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が定める日までに男女共同参画研修参加補助金交付請求書により請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(市が実施する事業への参加)

第10条 この要綱による補助を受けた個人は、市が実施する男女共同参画に関する事業に積極的に参加するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。